

令和7年度田子町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱

令和7年 4月 1日
訓令第 8 号

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内において、合併処理浄化槽設置事業を行うものに対し補助金を交付することについて、国の浄化槽設置整備事業実施要綱、青森県浄化槽整備費補助金交付要綱及び田子町補助金等の交付に関する規則(昭和45年田子町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という)除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ(日間平均値)以下の機能を有するもので、浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準に適合するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、町が別表1に定める地域において、住宅等に合併処理浄化槽を設置する次に掲げるいずれかの者であって、第2項の規定を満たす者とする。ただし、申請者がこの要綱(過去の同様の要綱を含む。)により補助金を受けた場合を除く。

- (1) 自らが所有し又は賃貸借契約により居住する住宅(店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満である併用住宅を含む。以下同じ。)に合併処理浄化槽を設置する者。
- (2) 合併処理浄化槽が新たに設置されることとなる新築・改築住宅を購入し居住する者。
- (3) 自らが所有し又は賃貸借契約により居住する住宅において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に改築設置する者。
- (4) 他の市町村から転入して家屋を新築・改築する場合に合併処理浄化槽を設置する者。
- (5) 合併処理浄化槽の設置された家屋に居住する子供などが分家独立して、町内(同一敷地内も含む。)で家屋を新築・改築する場合に合併処理浄化槽を設置する者。
- (6) 合併処理浄化槽が設置されている集合住宅等から転居し、家屋を新築・改築する場合に合併処理浄化槽を設置する者。
- (7) 災害に伴い必要となった家屋の建て替え・新築に伴う合併処理浄化槽の設置や故障した合併処理浄化槽の更新・改築を行う者。

2 補助の交付申請の日において田子町の全ての公租公課を滞納していないこと。ただし、補助の対象者が田子町外に居住している場合は、その居住地の公租公課及び設置する住宅に係る田子町の固定資産税と読み替える。

- 3 合併処理浄化槽の設置された家屋を建て替え・改築する場合に、新たに合併処理浄化槽を設置する又は故障した合併処理浄化槽を更新・改築する者は補助の対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄に定める額の範囲内で、合併処理浄化槽の設置経費に相当する額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し。
- (2) 設置場所の案内図。
- (3) 浄化槽設置工事契約書、又は見積書(配管工事費を含めた工事明細書)の写し。
- (4) 合併処理浄化槽付きの住宅を購入する場合は、確認済書(様式第2号)。
- (5) 賃貸借契約による借家の場合は、貸主の承諾書。
- (6) 申請者の申請日における田子町の税の完納証明書(様式第3号)。ただし、申請者が町外に居住している場合は、その居住している市区町村の完納証明書及び田子町の固定資産税の完納証明書。
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の補助金交付申請があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したものに対しては、補助金交付決定通知書(様式第4号)により、交付しないと決定したものに対しては、補助金不交付通知書(様式第5号)によりそれぞれ通知する。

(補助事業等の変更等の届出)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知書を受けた者(以下「補助事業者」という。)は前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止もしくは廃止しようとするときは、変更承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助金に係る事業完了後1ヶ月以内(第7条第1項の規定により、補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内)又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7号)に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類。
- (2) 浄化槽法第7条に規定する検査の依頼書の写し。
- (3) 設置工事費の領収書の写し。
- (4) 工事写真。

(確定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果や、補助金の交付の決定の内容及びこれに対し条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金額確定通知書(様式第8号)により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の請求)

第10条 町長は、前条の規定による補助の交付額の確定後、補助金交付請求書(様式第9号)による補助事業者の請求に基づき、一括交付する。

(維持管理)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けて設置した合併処理浄化槽の機能が正常に稼働するよう、適正な維持管理をしなければならない。

(水質検査報告)

第12条 補助事業者は、浄化槽法第7条及び第11条の規定に基づき毎年1回水質検査を受けなければならない。

2 前項の水質検査を受けたときは、その都度又は当該年度の3月15日までに浄化槽法水質検査報告書(様式第10号)に検査結果書の写しを添付して町長に提出しなければならない。

3 前項の報告は、合併処理浄化槽の使用開始後の翌年度から3年間行うものとし、4年目以降は不要とする。

(補助金交付の取り消し)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、該当取り消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度田子町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付要綱(令和6年4月1日訓令第8号)は廃止する。
- 3 施行の日以後当面の間、様式第1号を除く旧様式により使用されている様式は、新様式によりなされたものとみなす。

別表1(第3条関係)

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可又は同法第25条の3第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域外の地域であって、次の①から⑥のいずれかに該当する地域。
① 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項に規定する指定地域 ② 水道水源の流域 ③ 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域 ④ 水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域 ⑤ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域 ⑥ その他人口増加が著しいなど上記の地域と同等以上に雑排水対策を促進する必要があると認められる地域

別表2(第4条関係)

第1 人槽区分	第2 限度額
5人槽	390,000円
6～7人槽	474,000円
8～10人槽(又はそれ以上)	660,000円